

上越市 循環型社会形成推進地域計画

平成 30 年 11 月 22 日 提出

平成 31 年 3 月 29 日 承認

平成 31 年 3 月 29 日 変更報告

令和 2 年 3 月 31 日 変更承認

令和 3 年 3 月 31 日 変更承認

令和 3 年 12 月 17 日 変更報告

令和 年 月 日 変更承認

新潟県 上越市

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	2
(3)	基本的な方向	2
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	3
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	4
(2)	生活排水の処理の現状	5
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	6
(4)	生活排水の処理の目標	7
3	施策の内容	8
(1)	発生抑制、再使用の推進	8
(2)	処理体制	11
(3)	処理施設等の整備	14
(4)	処理整備に関する計画支援事業	15
(5)	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	15
(6)	災害廃棄物処理計画策定支援事業	15
(7)	その他の施策	15
4	計画のフォローアップと事後評価	18

【添付書類】

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

参考資料様式6 施設概要（浄化槽系）

参考資料様式7 計画支援概要

添付資料1：人口の実績及び推移の予測結果

添付資料2：ごみ総排出量（排出主体別）の実績及び推移の予測結果

添付資料3：ごみ総排出量（排出区分別）及びリサイクル率の実績及び推移の予測結果

添付資料4：生活排水処理形態別人口の実績及び推移の予測結果

添付資料5：現況施設と新設予定施設位置図

添付資料6：公共下水道等污水处理施設整備長期構想図

添付資料7：一般廃棄物の収集方法

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 : 上越市

面積 : 973.81km²

人口 : 194,132人 (平成30年3月31日現在)



図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間を計画期間とする。

また、本計画は目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には本計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

上越市（以下「本市」という。）は新潟県の南西部に位置し、新潟市、富山市へ約120km、長野市へは約80kmの距離にある。市域は、東西44.6km、南北44.2km、面積973.81km²で、南は妙高市・長野県飯山市、東は柏崎市・十日町市、西は糸魚川市、北は日本海に面している。

本市は平野部、山間部、海岸部と変化に富んだ地形を有している。市の中央部を一級河川関川が貫流し、矢代川・別所川・櫛池川・飯田川・保倉川等を合わせて日本海へ注いでおり、これらの河川の流域に広がる肥沃な高田平野と、この平野を取り囲む米山山地、東頸城丘陵、関田山脈、南葉山地、西頸城山地等の中山間地域により形成されている。また、海岸線には砂丘が続き、砂丘と平野の間には天然の湖沼群が点在している。

このような、豊かな自然環境を有する本市にとって、循環型社会形成の推進、低炭素社会の実現を目指すことは重要な課題である。

特に廃棄物の処理に関して、本市はごみ処理対策を施策の最重要課題の一つに位置付け、市民と行政が協力してごみの減量、資源化に努めてきた。

しかし、消費者のニーズやライフスタイルの多様化とともに、ごみとして排出されるものは年々多様化し、リサイクルに対する社会的な要請とあいまって、ごみ処理に要する経費は年々増加傾向にある。

こうした状況に対応すべく、従来のように、ごみの増加を前提として施設を整備するという考え方から、ごみの排出量を可能な限り削減し、環境への負荷を最小にするという考え方に方針を大きく転換することが求められている。

本市においても、国の環境基本法及び循環型社会形成推進基本法の理念である、「発生抑制（リデュース：Reduce）」、「再使用（リユース：Reuse）」、「再生利用（リサイクル：Recycle）」の3Rに取り組んできたが、今後はさらに「不要な物は買わない、断る（リフューズ：Refuse）」という積極的な考え方を含めた4Rを基本とし、引き続き発生量の削減をごみ処理の最優先課題として位置付けた上で、資源を有効に活用するため資源化を促進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく。

本市では、平成20年4月から全市統一制度による生活系ごみ（本市における呼称は「家庭ごみ」という。）の有料化、平成23年4月から生ごみの資源化を全市域で実施するなど、生活系ごみの減量と資源化を実施している。

また、事業系ごみについては、平成18年3月の「事業系一般廃棄物減量・資源化マニュアル」の作成、平成20年4月の「事業系一般廃棄物の分別義務化」の実施を経て、平成30年1月には、これらの内容を踏まえた「事業系ごみ処理ガイドブック」を作成し、市内の事業所へ配布したほか、ごみ焼却施設において、搬入車両を対象とした展開検査を定期的に行い、適正処理に向けた指導を徹底するなど、ごみの減量化、分別・資源化を推進している。

今後、新しく整備する（仮称）上越市ストックヤードでは、既存施設の機能を集約することにより、効率性や安定性の課題を解消し、ごみ、資源物の分別・収集・処理体制のさらなる強

化を図っていく。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

新潟県では、ごみ焼却施設からのダイオキシン類削減対策、効率的なごみの減量化や資源化などを推進するため、平成 11 年 3 月に「新潟県ごみ処理広域化計画^{*}」を策定した。

本市は、当時の周辺 11 町村（安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、清里村、三和村、名立町）とともに一部事務組合を構成し、同組合のごみ焼却施設（旧第 1 クリーンセンター及び旧第 2 クリーンセンター）において「燃やせるごみ」の広域処理を行ってきた。

また、当時の中郷村及び板倉町は、新井市、妙高高原町及び妙高村とともに構成する新井頸南広域行政組合の新井頸南クリーンセンターにおいて「燃やせるごみ」の共同処理を行ってきた。

平成 17 年 1 月 1 日に本市が 13 町村と合併した後も、「燃やせるごみ」の処理体制は従来どおりとしてきたが、平成 28 年度末に新井頸南広域行政組合が解散したことに伴い、中郷区及び板倉区の「燃やせるごみ」も本市のごみ焼却施設で処理を行うこととした。

一方、本市の 2 つのごみ焼却施設は、いずれも建設から 20 年以上が経過し、老朽化によりごみ処理能力が低下していたことから、平成 29 年 10 月に全市域分の処理が可能な焼却能力を有する上越市クリーンセンターを新たに整備し、現在の広域処理体制を整えたところである。

^{*}現在、新潟県のごみ処理広域化・集約化計画は、令和 4 年 3 月策定の「新潟県持続可能なごみ処理の確保に関する計画」（計画期間：令和 3 年度から令和 22 年度までの 20 年間）となっている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチック資源^{*}を含めた限りある資源を効率的に利用し、再生可能資源の活用と廃棄物の発生抑制を進めるため、家庭ごみの分け方出し方ガイド、ごみ分別収集カレンダー、広報紙や市ホームページ等を活用し、市民や事業者に向けて、ごみ減量及びリサイクルに係る情報発信等の普及啓発を推進する。

プラスチック資源のうちプラスチック容器包装廃棄物については、従来から、分別収集、圧縮梱包をした後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託しており、これを今後も継続する。また、再資源化を行っていないその他のプラスチック資源については、当面の間、燃やせるごみとして焼却処理し、熱エネルギーの回収を継続するが、今後、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討する。

^{*}本市では、プラスチック容器包装廃棄物のほか、白色トレイ及びペットボトルの分別収集、再資源化に取り組んでいる。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

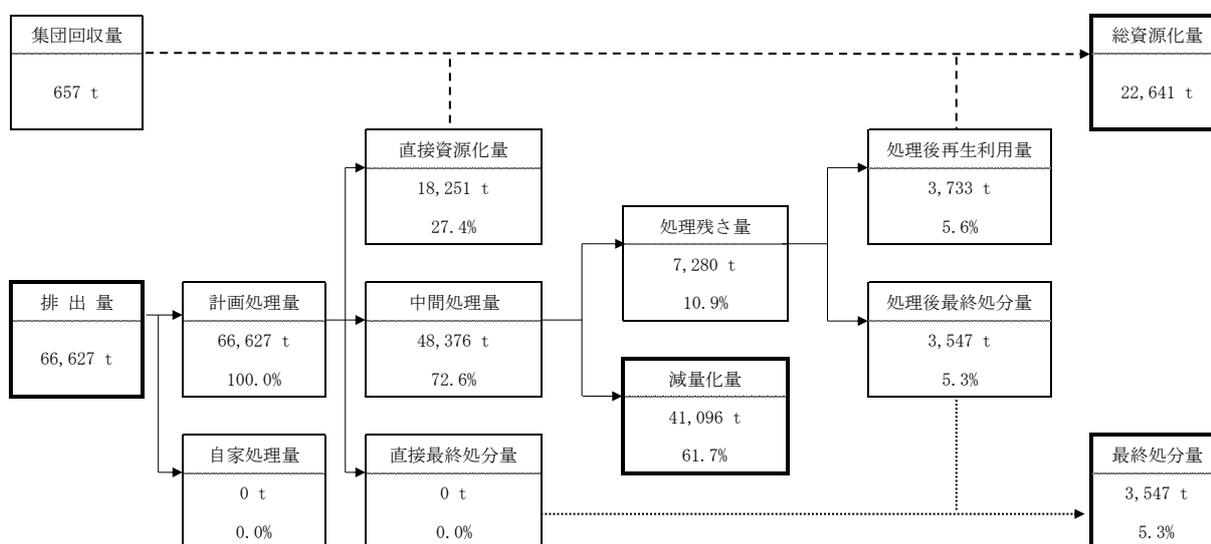
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、67,284 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 22,641 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 33.6%である。

中間処理による減量化量は 41,096 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 6 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 5.3%に相当する 3,547 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 47,484 トンであり、焼却処理を行う上越市クリーンセンターでは、ごみ焼却に伴う熱エネルギーを回収し発電を行い、施設に必要な電力をまかなうとともに、余剰分を売電している。



注記) 小型家電：拠点場所において回収ボックスを設置し、常時回収を開始（平成 26 年度～）
 焼却残渣の資源化物：セメントの原料等として再資源化を開始（平成 26 年度～）

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

(2)生活排水の処理の現状

平成 29 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、図 3 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 194,132 人であり、汚水衛生処理人口（平成 29 年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。）は、163,268 人、汚水衛生処理率は 84.1%である。

し尿発生量は 6,833k1/年、浄化槽汚泥発生量は 46,966k1/年であり、処分量（＝収集・運搬量）は 53,799k1/年である。

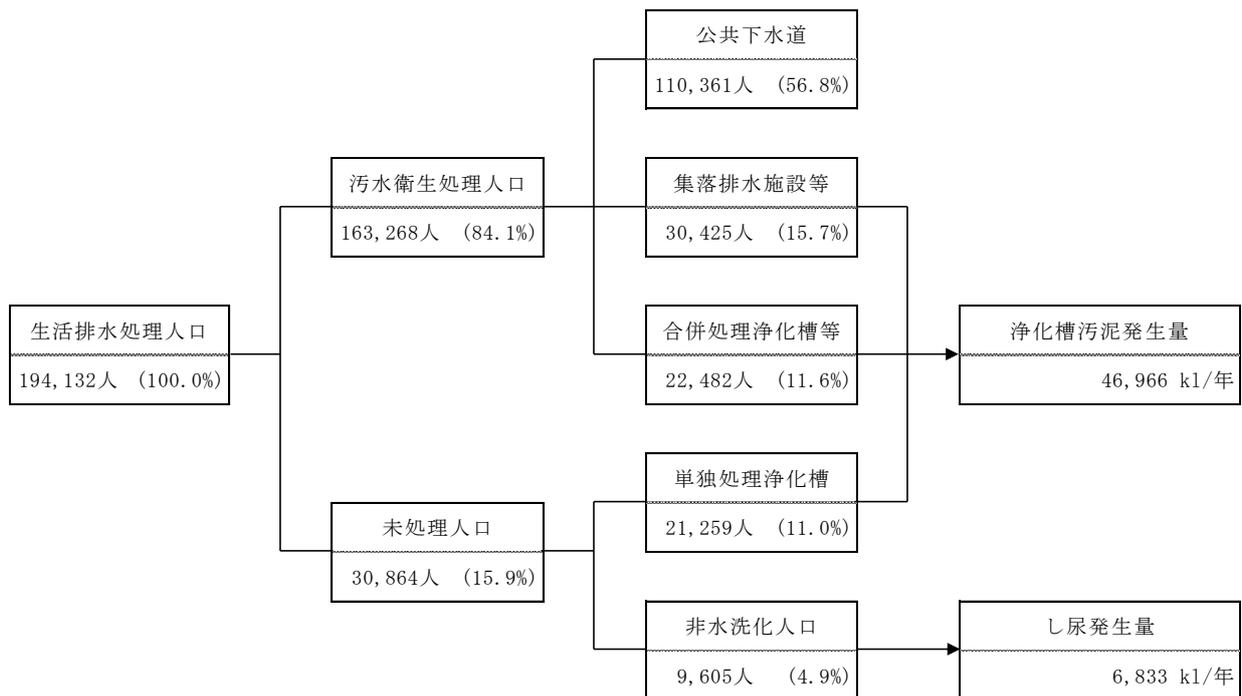


図 3 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度）

(3)一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組むこととする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{※1}) (平成29年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和6年度)
排 出 量	事業系 総排出量	23,171 トン	22,359 トン (- 3.5%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.39 トン/事業所	2.31 トン/事業所 (- 3.3%)
	生活系 総排出量	43,456 トン	40,265 トン (- 7.3%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	129.8 k g /人	121.8 k g /人 (- 6.2%)
合 計 事業系生活系排出量合計		66,627 トン	62,624 トン (- 6.0%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	18,251 トン (27.4%)	17,899 トン (28.6%)
	総資源化量	22,641 トン (33.6%)	21,515 トン (34.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	11,954 MWh	23,243 MWh
	(年間の熱利用量)	10,213 GJ	11,755 GJ
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	3,547 トン (5.3%)	3,299 トン (5.3%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

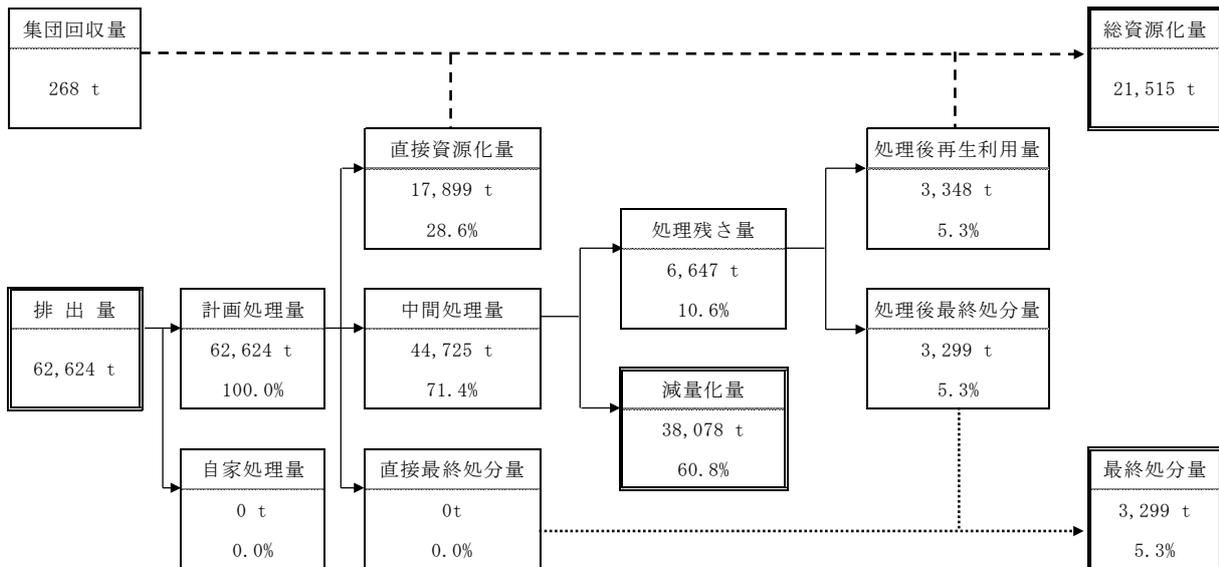
排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

エ ネ ル ギ ー 回 収 量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差[単位: トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量[単位: トン]



注記) 小型家電: 拠点場所において回収ボックスを設置し、常時回収を開始(平成26年度~)
焼却残渣の資源化物: セメントの原料等として再資源化を開始(平成26年度~)

図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和6年度)

(4)生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道や合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成29年度実績	令和6年度目標
処理形態別人口	公共下水道	110,361人 (56.8%)	117,666人 (64.6%)
	農業集落排水施設等	30,425人 (15.7%)	26,409人 (14.5%)
	合併処理浄化槽等	22,482人 (11.6%)	20,668人 (11.3%)
	未処理人口	30,864人 (15.9%)	17,450人 (9.6%)
合 計		194,132人	182,193人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	6,833キロリットル	2,538キロリットル
	浄化槽汚泥量	46,966キロリットル	37,765キロリットル
	合 計	53,799キロリットル	40,303キロリットル

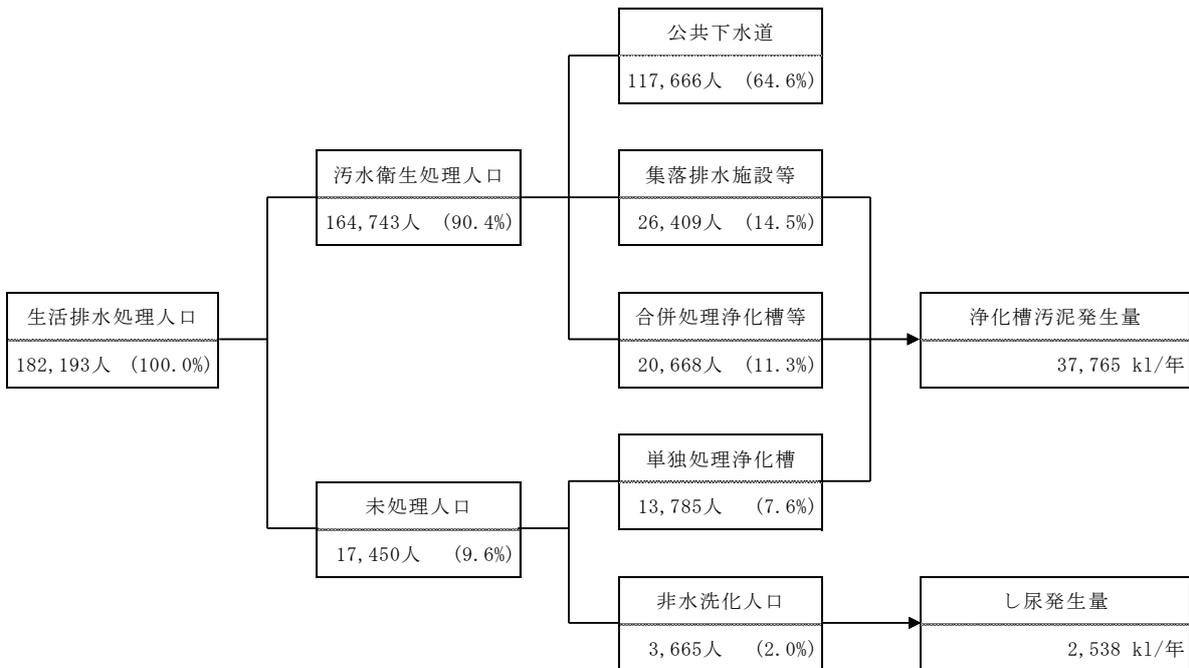


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和6年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみの有料化

(ア) 生活系ごみの有料化制度の継続

平成 20 年 4 月から全市で実施している生活系ごみの有料化制度を継続することにより、市民に対して、ごみの排出抑制意識を啓発し、生活系ごみの減量と資源化の推進を図る。

また、平成 18 年度に策定した上越市バイオマスタウン構想に基づき、平成 23 年度から実施している生活系生ごみの全量の資源化を継続する。

なお、平成 27 年 3 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物）」においては、令和 6 年度におけるごみ総排出量を平成 25 年度比で 10%削減することとしている。

生活系ごみの有料化の概要

- ①有料化の対象 : 燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ
- ②指定袋の対象 : 燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ
- ③指定シールの対象 : 燃やせるごみ、燃やせないごみ
- ④有料化対象外 : 生ごみ以外の資源物

(イ) 事業系ごみ処理手数料の徴収

事業所から発生した燃やせるごみを上越市クリーンセンターで焼却する際の処理手数料の徴収を継続し、事業系ごみの減量と資源化の推進を図る。

イ 環境教育、普及啓発

(ア) 学校教育での取組

環境保全を前提とした循環型社会の構築には、将来を担う子どもたちへの環境教育が大切であり、有効な手段である。そのため、市内の小・中学校等の教育機関との連携を強め、排出抑制や資源化に関する学習プログラムへの取組促進に向けて、民間の講師派遣への協力や施設見学の受入れ等を積極的に行う。

(イ) 生涯学習での取組

ごみ問題を学ぶ機会を市民に提供し、ごみの発生抑制と分別徹底等によるリサイクルを進めるため、出前講座等を開催するとともに、民間の講師派遣への協力や施設見学会の受入れ等を積極的に行う。

(ウ) 環境配慮型ライフスタイルの提唱

各家庭における生ごみの水切り処理の奨励やエコクッキングの実践による生ごみの減量のほか、簡易包装品や詰め替え可能な商品の選択による容器包装廃棄物の削減について、広報紙や市ホームページ等を通じて市民へ紹介する。

さらに、マイボトルやマイ箸、エコバッグの利用や再生品、リターナブル容器の選択などの環境行動や、環境負荷が小さい「グリーン製品・サービス」の選択により、ごみの発生・排出が少ないライフスタイルを実践することの重要性についても、広報紙等を通じて市民に働きかける。

(エ) 啓発イベントの開催

ごみの排出抑制や資源化に関する問題点や取組について、市民の理解を深めるため、啓

発イベントを開催する。

(オ) 排出抑制・資源化推進への呼びかけ

ごみの排出抑制や資源化推進について、広報紙への掲載、ごみ分別ガイドの作成・配布、市ホームページへの掲載等により、市民への呼びかけを行う。

(カ) 情報提供と意見聴取

広報紙、町内会回覧、インターネット等を利用して市民や事業者への情報提供を行うとともに、課題を把握して今後の施策に反映させるため、意見等の聴取を行う。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策等

(ア) マイバッグ運動・レジ袋対策

スーパー等の小売店舗や各種団体と連携してごみの減量化を呼びかけ、買い物袋や買い物かごの持参の啓発を行う。

(イ) 過剰包装自粛の推進

事業者には過剰包装の自粛について協力を求めるとともに、市民に簡易包装の選択を呼びかける。

エ 排出事業者への指導・要請

(ア) 排出者責任による処理の推進

事業系ごみは事業者の責任で処理する（自者処理又は許可事業者委託）という原則を徹底するため、正確な知識・情報を提供し、適正処理の推進と排出抑制意識の高揚を図る。

(イ) 多量排出事業者への対応

多量排出事業者に対しては、必要に応じて廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示するなど、指導の強化を図る。

(ウ) 製品の長寿命化

事業者には、長期間使用可能で、できるだけリサイクルしやすい物の製造・販売に努めるよう働きかける。

(エ) 流通時の梱包材の減量と再生化

流通業や小売業者に対して、梱包材の簡略化や再生しやすい材質への転換を働きかける。

オ 再資源化（リサイクル）の推進

(ア) 生活系ごみの分別徹底

資源物の分別徹底のため、広報紙や町内会回覧等を活用して分別の徹底を呼びかけるとともに、希望する町内会等での分別説明会を開催する。

(イ) 事業系ごみの分別徹底

「事業系ごみ処理ガイドブック」を活用するほか、市ホームページやパンフレット等で周知し、事業系ごみの分別の徹底を図る。

(ウ) 生ごみの資源化

上越市バイオマスタウン構想の一事業として整備した民間施設と連携して、平成23年度から実施している生活系生ごみの全量資源化を継続するとともに、飲食店やホテル等に対して生ごみの資源化を推進するよう働きかける。

(エ) 廃食用油の資源化

廃食用油をガソリンスタンドで回収し、資源化する取組を市民に広く PR し、廃食用油の資源化を推進する。

(オ) 容器包装リサイクル

容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく分別と資源化を基本とするとともに、市民に正しい分別を周知し、リサイクルを推進する。

(カ) 小型家電リサイクル

小型家電リサイクル法に基づき、パソコンや携帯電話等の小型家電製品を積極的に収集することで、燃やせないごみの排出量を減らし、リサイクルを推進する。

(キ) 燃やせないごみからの金属回収

燃やせないごみについては、民間処理施設において破碎処理を行い、金属を回収する。

(ク) 分別排出強化月間の実施

分別排出強化月間を設け、ごみ分別徹底に関する各種施策を集中的に実施し、市民・事業者の分別行動の定着を図る。

(ケ) 焼却残渣の再資源化

上越市クリーンセンターで発生する焼却残渣は、委託業者との連携を図りながら、セメントの原料等への再資源化を推進する。

(コ) ガラスびん収集運搬・処理体制の変更

ガラスびんについては、割らずに収集運搬することで、安定したリサイクルが見込まれることから、塵芥車に直接投入する方式から、コンテナに入れ、トラックで運搬する方法への移行を推進するとともに、(仮称)上越市ストックヤードを整備することにより、収集運搬及び中間処理の体制強化を図る。

カ 生活排水対策

水環境の再生と保全を図るため、引き続き普及啓発活動を行うとともに、生活排水処理の周知及び生活排水処理施設への接続推進を働きかける。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

現在及び将来におけるごみの処理主体は表3のとおりである。分別は燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物（生ごみ、新聞紙、雑誌類、段ボール、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、缶、びん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、廃食用油）の3種14品目で分類している。このほか、リサイクル推進店の店頭において、牛乳パックや白色トレイの回収も行っている。

燃やせるごみは、平成29年10月から稼働した上越市クリーンセンターで焼却処理し、焼却残渣の一部は民間業者への委託によりセメント原料化等の再資源化を行い、残りは市外の最終処分場にて埋立処理している。

燃やせないごみは、民間業者への委託により破砕処理した後に金属回収を行い、残渣は上越市クリーンセンターで焼却処理している。

資源物は、民間業者への委託により再資源化を行っている。

将来においても、こうした生活系ごみの処理体制は維持していくが、本市の資源物等の貯留施設は分散しており、いずれも老朽化が進んでいることから、効率性や安定性に課題が生じている。

このため、今後、新しく整備する（仮称）上越市ストックヤードでは、既存施設の機能を集約することにより、効率性や安定性の課題を解消し、ごみ、資源物の分別・収集・処理体制のさらなる強化を図っていく。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、本市の施策に基づき、排出抑制及び資源物の分別に取り組んでおり、将来においても、本市の施策に協力し、排出抑制と資源物の分別徹底を指導していく。

収集・運搬に関しては、廃棄物処理法に定める事業者の責任に基づき、原則として自者処理、又は許可業者に委託して処理を行っており、今後も関係法令に基づき、適正な処理を指導していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、一般廃棄物処理施設で併せて処理することのできる産業廃棄物は、「上越市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成9年12月15日）」において、「有毒性、危険性、引火性及び悪臭を伴うものを除く紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ」と規定しており、今後も同条例に基づき、適正に処理を行っていく。

エ 生活排水処理の現状と今後

本市の生活排水処理は、都市計画区域を中心に公共下水道、農業振興地域では農業集落排水施設を計画的に整備、接続促進を図り、集合処理施設の整備が予定されていない地域については、合併処理浄化槽の普及に努めてきた。

今後は、下水道整備区域から浄化槽整備区域に転換した区域を中心に合併処理浄化槽等設置費補助金の拡充を予定しており、より一層事業の推進、普及促進に努めることとし、適正な生活排水処理を目指していく。

オ 資源物の拠点収集

(ア) 資源物常時回収ステーションの適正運用

資源物の分別収集を補う仕組みとして、資源物常時回収ステーションを設置して、資源物6品目（新聞紙、雑誌類、段ボール、缶、びん、ペットボトル）の回収を行っており、今後も適正な運用管理に努め、周辺的环境に配慮していく。

(イ) リサイクル推進店認定制度の推進

リサイクル推進店認定制度を推進し、白色トレイ、牛乳パック、ペットボトル等の再資源化とごみの減量化を促進する。

カ 今後の処理体制の要点

- ◇今後、新しく整備する（仮称）上越市ストックヤードでは、既存施設の機能を集約することにより、効率性や安定性の課題を解消し、ごみ、資源物の分別・収集・処理体制のさらなる強化を図っていく。
- ◇事業系ごみについては、現状どおり排出者である事業者の責任に基づき、適正な処理を行っていく。
- ◇下水道整備の区域外において、合併処理浄化槽の計画的な整備を引き続き推進する。

表3 上越市の生活系ごみの分別区分と処分方法の現状と今後

現 状 (平成29年度)				今 後 (令和6年度)			
分別区分	処理方法	処 理 施 設 等		処理方法	処 理 施 設 等		処理予定 (トン)
		一次処理	二次処理		一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	・上越市クリーンセンター	・セメント等再資源化施設 ・市外・県外の最終処分場	焼却	・上越市クリーンセンター	・セメント等資源化施設 ・市外・県外の最終処分場	18,780
資源物	資源化	新聞紙	・民間再資源化施設 (売却及び委託)	資源化	民間再資源化施設 (売却及び委託)	資源化	1,843
		雑誌類					2,889
		段ボール					1,066
		容器包装(紙製)					757
		生ごみ					6,783
		廃食用油					2
		缶(飲食用)					362
		ペットボトル					516
		資源物 資源回収(プラスチック製)					2,513
		蛍光灯					16
		小型家電					12
		びん(飲食用)					1,099
		乾電池					39
牛乳パック	1						
白色トレイ	1						

(注記) 旧第2クリーンセンター及び上越市旧清掃センターは施設の廃止後ストックヤードとして転用している。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	マテリアルリサイクル推進施設 (ストックヤード)	(仮称)上越市ストックヤード整備事業 (旧第2クリーンセンター除却工事含む)	454.5m ²	上越市東中島 2963番地	R2～R5	—

(整備理由)

事業番号1:既存施設の老朽化、資源化の推進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数 (基) (平成29年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	59基	440基	1,175人	R1～R5	—
浄化槽市町村整備推進事業	—	—	—	—	—
合計	59基	440基	1,175人	—	—

※整備計画基数は令和元年度以降の整備計画基数。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称) 上越市ストックヤード整備事業 (事業番号1)に係る基本設計業務	基本設計	R1～R2
	(仮称) 上越市ストックヤード整備事業 (事業番号1)に係る旧第2クリーンセンター除却工事設計書確認業務	解体設計	R1
	(仮称) 上越市ストックヤード整備事業 (事業番号1)に係る地質調査業務	地質調査	R3
	(仮称) 上越市ストックヤード整備事業 (事業番号1)に係る測量調査業務	測量調査	R3
	(仮称) 上越市ストックヤード整備事業 (事業番号1)に係る実施設計業務	実施設計	R2～R3

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

該当なし。

(6) 災害廃棄物処理計画策定支援事業

該当なし。

(7) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 災害発生時等における危機管理

ごみ処理施設で事故が発生した時や、地震等の災害発生時に広域的な相互支援を地域防災計画や災害時廃棄物処理計画にそって円滑に実施するため、県や周辺自治体及び各種関係機関との協力体制を強化する。

イ 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は、一般廃棄物として取り扱うことになっているが、在宅医療廃棄物の中には注射針等、感染症の危険性があるほか、患者へのプライバシーの配慮から、安全性

や秘匿性に配慮した回収・処理の確保を図る必要がある。

このため、注射針等の鋭利な物は、医療関係機関あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。

また、プラスチック製容器包装識別マークの表示がある輸液のビニールパック類等については集積所への排出も可能とするが、衛生上の理由から、感染性や危険性を有しないチューブ類と同様に、燃やせるごみとして収集・処理を行う。

ウ 本市では収集しないごみ及び適正処理困難物の処理

(ア) 本市では収集しないごみの処理

本市では収集しないごみは、以下のとおり。

- ・一辺の長さが 50cm を超える大きさの燃やせるごみ
- ・一辺の長さが 1m を超える大きさの燃やせないごみ
- ・重さ 30kg を超えるごみ（ソファーやベッドなどの粗大ごみ）
- ・特殊な処理が必要な物（消火器等）
- ・液体類（液状の薬品、廃油等）
- ・厚みのある金属製品（足踏みミシンや井戸ポンプ、鉄アレイ等）
- ・家電リサイクル法該当品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）

本市が収集しないごみについては、市ホームページや各家庭に配布する「家庭ごみの分け方出し方ガイド」や広報紙等により、市民が一般廃棄物処理業者等に直接持ち込むなどして処理をするよう指導している。

今後、社会情勢の変化や新たな科学的知見等により、適正処理の実施が困難な廃棄物が発生した場合においても、適正な処理ルートを迅速に確保できるよう、関係事業者等との連携を図りながら対応を検討する。

(イ) 適正処理困難物の処理

廃棄物処理法に基づき、国が指定した適正処理困難物は以下のとおり。

- ・廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ・廃テレビ受像機（25 型以上の大きさのものに限る。）
- ・廃電気冷蔵庫（250 リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ・廃スプリングマットレス

適正処理困難物については、市ホームページや各家庭に配布する「家庭ごみの分け方出し方ガイド」や広報紙等により、市民が一般廃棄物処理業者や販売事業者等に直接依頼することによって、収集・運搬を含めた適正処理を行うよう指導する。

エ 不法投棄の監視・対処

不法投棄が後を絶たず、良好な生活環境を保全する上で大きな問題となっているため、ごみの適正処理について市民や事業者に対して啓発を行うとともに、県や警察との連携を密にして不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化することとし、不法投棄に対しては、廃棄物処理法の罰則規定に基づき厳格に対処する。

不法投棄の対象とされる民有地については、土地の所有者・管理者へ防止対策の指導・

要請を行う。

また、ポイ捨て防止についても啓発活動を実施する。

オ 廃棄物の野外焼却（野焼き）への対処

廃棄物の野外焼却（野焼き）禁止について、広報紙や町内会回覧、市ホームページ等を活用し、周知を徹底する。

カ 全市クリーン活動の推進

町内会やボランティア団体等の協力により、町内等に散乱するごみの回収や海岸、公園等の清掃を行い、地域の環境美化の推進を図る。

キ 審議会等との連携の強化

上越市環境政策審議会との連携により、本市が実施しているごみ減量のための施策について意見を求めるなど、行政内部だけでなく、外部の意見も積極的に取り入れて、ごみ減量を推進する。

また、不法投棄防止のための活動を行っている、上越市不法投棄防止情報連絡協議会や上越市海岸線環境美化促進協議会等との連携を強化し、不法投棄防止及び環境美化の促進にも努める。

ク 上越市環境マネジメントシステムの活用

本市では、平成 10 年 2 月に全国の市として初めて ISO14001 の認証を取得して以降 13 年間にわたり、PDCA サイクルを軸とした環境マネジメントシステムを構築・運用し、全庁を挙げて環境活動に取り組んできた。

平成 23 年 8 月からは ISO 規格に基づく環境マネジメントシステムの運用の経験をいかした市独自の環境マネジメントシステムに移行しており、これを活用しながら引き続き環境の保全・改善に取り組んでいく。

ケ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市の災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）は、平成 26 年に国が示した災害廃棄物対応指針に基づき、新潟県地域防災計画や上越市地域防災計画と整合を図りながら、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間を計画期間として平成 27 年 3 月に策定した。

災害時の廃棄物処理に当たっては、処理計画内に定める基本方針に基づき、大規模災害に伴って生じる膨大な災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努め、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、新潟県、近隣市町村等との協力・連携により広域的な処理を進めていく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて本市、新潟県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の確認を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 書 類

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

様式1

1 地域の概要		(2) 地域内人口	194,132人	(3) 地域面積	973.81 km ²
(1) 地域名	上越市	(人口)	面積	山形	半島
(4) 構成市町名	上越市	(5) 地域の要件	離島	奄美	沖縄
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					その他

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度		
排出量	事業系 総排出量 (トン)	21,422	22,003	22,279	22,102	23,171	22,359	(H29比 -3.5%)	
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	2.07	2.16	2.23	2.24	2.39	2.31	(H29比 -3.3%)	
	生活系 総排出量 (トン)	47,065	46,102	45,567	44,233	43,456	40,265	(H29比 -7.3%)	
	1人当たりの排出量 (kg/人)	128.8	129.0	128.1	126.4	129.8	121.8	(H29比 -6.2%)	
再生利用量	合計 事業系生活系排出量合計 (トン)	68,487	68,105	67,846	66,335	66,627	62,624	(H29比 -6.0%)	
減量化量	直接資源化量 (トン)	21,209 (31.0%)	20,419 (30.0%)	20,277 (29.9%)	19,468 (29.3%)	18,251 (27.4%)	17,899	(28.6%)	
	総資源化量 (トン)	23,310 (33.3%)	23,666 (34.0%)	23,380 (33.8%)	22,272 (33.2%)	22,641 (33.6%)	21,515	(34.2%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量	-	-	-	-	11,954	23,243		
	(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	10,213	11,755		
最終処分量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	36,287 (53.0%)	36,856 (54.1%)	36,870 (54.3%)	37,237 (56.1%)	41,096 (61.7%)	38,078	(60.8%)	
	埋立最終処分量 (トン)	10,378 (15.2%)	9,024 (13.3%)	9,019 (13.3%)	7,483 (11.3%)	3,547 (5.3%)	3,299	(5.3%)	

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料1)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工年月	廃止又は休止 (予定) 年月	解体 (予定) 年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	上越市クリーンセンター	上越市	全連続燃焼方式 (ストーカー炉)	85t/24h × 2炉	H29.10	未定	未定	(浸水深1m) 施設整備に当たり検討を行った結果、浸水対策に必要な1mのかさ上げをした上で施設を建設している。	-
焼却施設	旧第2クリーンセンター	上越市	推進式焼却炉 (ストーカー炉)	49t/16h × 2炉	H7.3	H29.10廃止 (廃止後ストックヤードとして一部使用中)	R4.6	-	R2~4年度で解体
し尿処理施設	上越市旧清掃センター	上越市	・し尿処理施設：嫌気性消化処理+活性汚泥法処理方式 ・浄化槽汚泥専用処理施設：固液分離方式	・し尿：105kl/日 ・浄化槽汚泥：40kl/日	S38.4	H21.4廃止 (廃止後ストックヤードとして使用中)	未定	-	-
汚泥再生処理センター	汚泥リサイクルパーク	上越市	脈分離高負荷厭気性処理方式+汚泥再生処理方式	・し尿：70kl/日 ・浄化槽汚泥：170kl/日 ・生ごみ：11.4t/日	H12.3	未定	未定	(浸水深1.9m) 施設整備に当たり検討を行った結果、浸水対策に必要な1.9mのかさ上げをした上で施設を建設している。	-

(2) 更新 (改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定年月日	更新 (改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無 (解体施設の名前)	廃焼却施設解体事業完了 (予定) 年月	想定される浸水深と対策	備考
マテリアリサイクル推進施設	上越市ストックヤード	上越市	-	-	R5.6	資源化のための新設	有 (旧第2クリーンセンター)	R2.6~R4.6	(浸水深1m) 施設整備に当たり検討を行った結果、浸水対策に必要な1mのかさ上げをした上で施設を建設する予定としている。	プラスチック再生商品化を奨励するための施設整備事業 -

※計画地域内の施設の現況 (現況、予定) を地図上に示したものを添付した。(添付資料6)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		H25	H26	H27	H28	H29	R6	
総人口		200,785	199,079	197,380	195,880	194,132	182,193	
公共下水道		105,110	106,538	107,485	109,025	110,361	117,666	
下水処理率		52.3%	53.5%	54.5%	55.7%	56.8%	64.6%	
集落排水施設等		32,734	32,353	31,645	30,806	30,425	26,409	
排水処理率		16.3%	16.3%	16.0%	15.7%	15.7%	14.5%	
合併処理浄化槽等		23,189	22,919	22,764	22,548	22,482	20,668	
浄化槽処理率		11.5%	11.5%	11.5%	11.5%	11.6%	11.3%	
未処理人口		39,752	37,269	35,486	33,501	30,864	17,450	

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料4)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	上越市	7,644 基	22,168 人	440 基	1,175 人	令和6年度
浄化槽市町村整備推進事業	上越市	124 基	314 人			平成26年度で終了

※浄化槽の現有施設の状況について、平成29年度実績を掲載。

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料6)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 交付期間	国土 強靱 化地 域計 画	総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備考		
						令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			
○マテリアルサイクル等に関する事業						1,224,194	-	209,680	647,516	288,451	78,547	1,066,870	-	148,359	634,913	245,370	38,228	
(仮称)上越市ストックヤード整備事業	1	上越市	454.5 m ²	R2	R5	1,224,194	-	209,680	647,516	288,451	78,547	1,066,870	-	148,359	634,913	245,370	38,228	関連事業 31
○浄化槽に関する事業						244,586	22,631	27,497	28,289	28,289	137,880	244,586	22,631	27,497	28,289	28,289	137,880	
浄化槽設置整備事業	2	上越市	440 基	R1	R5	244,586	22,631	27,497	28,289	28,289	137,880	244,586	22,631	27,497	28,289	28,289	137,880	
○施設整備に係わる計画支援に関する事業						21,450	4,246	5,665	11,539	-	-	21,450	4,246	5,665	11,539	-	-	
(仮称)上越市ストックヤード整備事業 に係る基本設計業務		上越市		R1	R2	4,923	3,051	1,872	-	-	-	4,923	3,051	1,872	-	-	-	関連事業 1
(仮称)上越市ストックヤード整備事業 に係る旧第2クレーンセンター除却工事 設計書確認業務		上越市		R1	R1	1,195	1,195	-	-	-	-	1,195	1,195	-	-	-	-	関連事業 1
(仮称)上越市ストックヤード整備事業 に係る地質調査業務	31	上越市		R3	R3	5,145	-	-	5,145	-	-	5,145	-	-	5,145	-	-	関連事業 1
(仮称)上越市ストックヤード整備事業 に係る測量調査業務		上越市		R3	R3	306	-	-	306	-	-	306	-	-	306	-	-	関連事業 1
(仮称)上越市ストックヤード整備事業 に係る実施設計業務		上越市		R2	R3	9,881	-	3,793	6,088	-	-	9,881	-	3,793	6,088	-	-	関連事業 1
合 計						1,490,230	26,877	242,842	687,344	316,740	216,427	1,332,906	26,877	181,521	674,741	273,659	176,108	

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名

新潟県

(1) 事業主体名	上越市
(2) 施設名称	(仮称) 上越市ストックヤード
(3) 工期	令和2年度 ～ 令和5年度
(4) 施設規模	454.5 m ²
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割 ※1	マテリアルリサイクルの推進
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	(有) 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	びん、乾電池、小型家電、牛乳パック、白色トレイ
--------------	-------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	/
--------------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	/
---------------	---

(11) 総事業計画額 ※2	1,224,194 千円 うち、交付対象事業費 1,066,870千円
----------------	--

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	上越市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	公共下水道等集合処理施設の整備計画がない地域、または整備までに時間を要する地域において「浄化槽設置整備事業」を活用し、浄化槽の整備を促進することで、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
(4) 事業期間 ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和元年度 ～ 令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 244,586 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (1,175人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	210基 (546人分)	77,796千円	72,063千円	72,063千円
6～7人槽	218基 (567人分)	98,448千円	92,715千円	92,715千円
8～10人槽	12基 (62人分)	7,632千円	6,848千円	6,848千円
11～20人槽	基 (人分)	0千円	0千円	0千円
21～30人槽	基 (人分)	0千円	0千円	0千円
31～50人槽	基 (人分)	0千円	0千円	0千円
51人槽以上	基 (人分)	0千円	0千円	0千円
宅内配管費	178基	53,400千円	53,400千円	53,400千円
撤去費	170基	19,560千円	19,560千円	19,560千円
雨水貯留槽等 再利用	基	0千円	0千円	0千円
改築費（災害）	基	0千円	0千円	0千円
改築費（長寿命化）	基	0千円	0千円	0千円
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費	0千円	0千円	0千円
	計画策定等調査費	0千円	0千円	0千円
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費	0千円	0千円	0千円
合計	440基 (1,175人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	256,836千円	244,586千円	244,586千円

計画支援概要

都道府県名

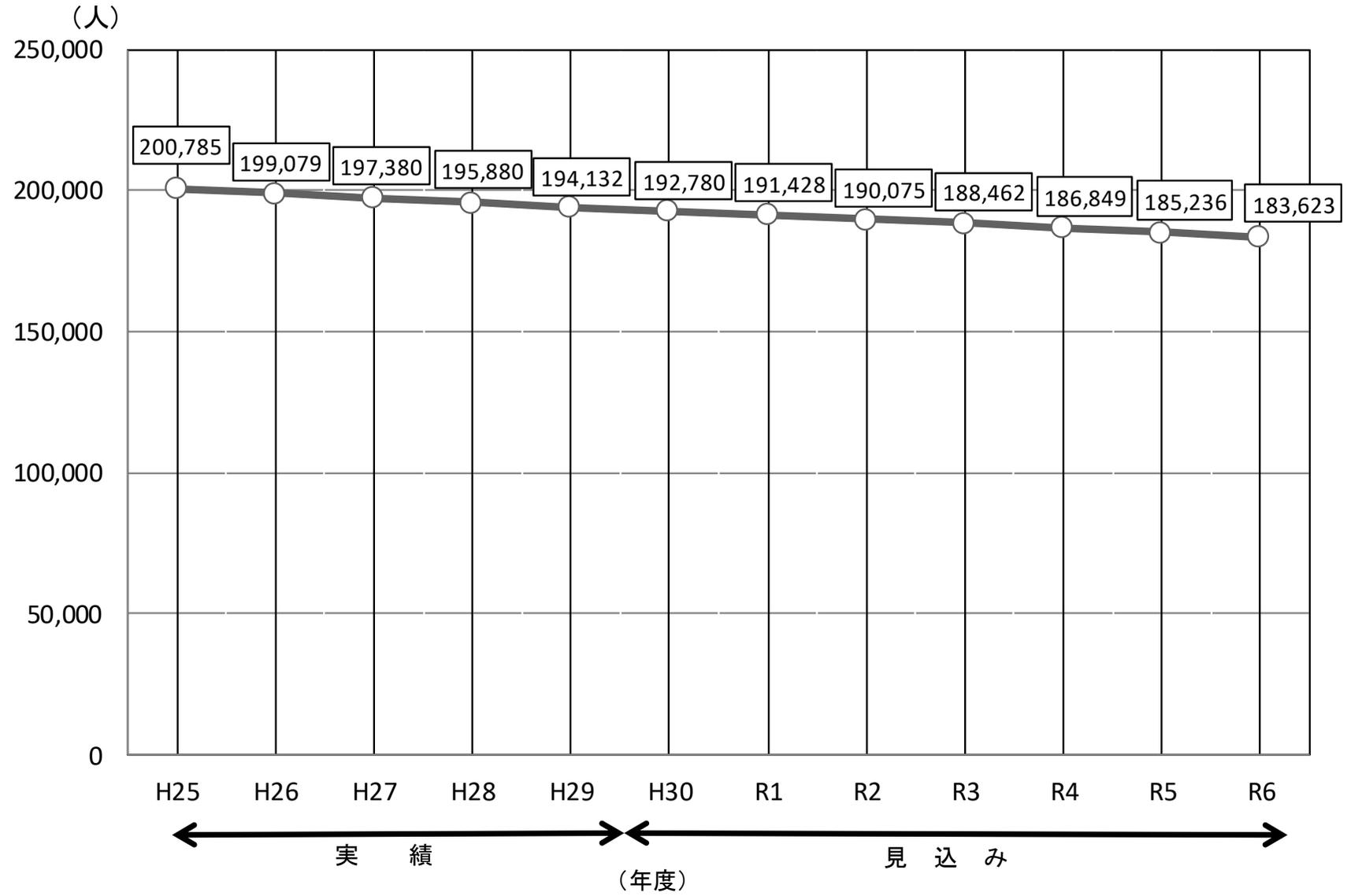
新潟県

(1) 事業主体名	上越市				
(2) 事業目的	(仮称) 上越市ストックヤード建設のため				
(3) 事業名称	(仮称) 上越市 ストックヤード 整備事業(事業 番号1)に係る 基本設計業務	(仮称) 上越市 ストックヤード 整備事業(事業 番号1)に係る 旧第2クリーン センター除却工 事設計書確認業 務	(仮称) 上越市 ストックヤード 整備事業(事業 番号1)に係る 地質調査業務	(仮称) 上越市 ストックヤード 整備事業(事業 番号1)に係る 測量調査業務	(仮称) 上越市 ストックヤード 整備事業(事業 番号1)に係る 実施設計業務
(4) 事業期間	令和元年度～ 令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和3年度	令和2年度～ 令和3年度
(5) 事業概要	基本設計	解体設計	地質調査	測量調査	実施設計

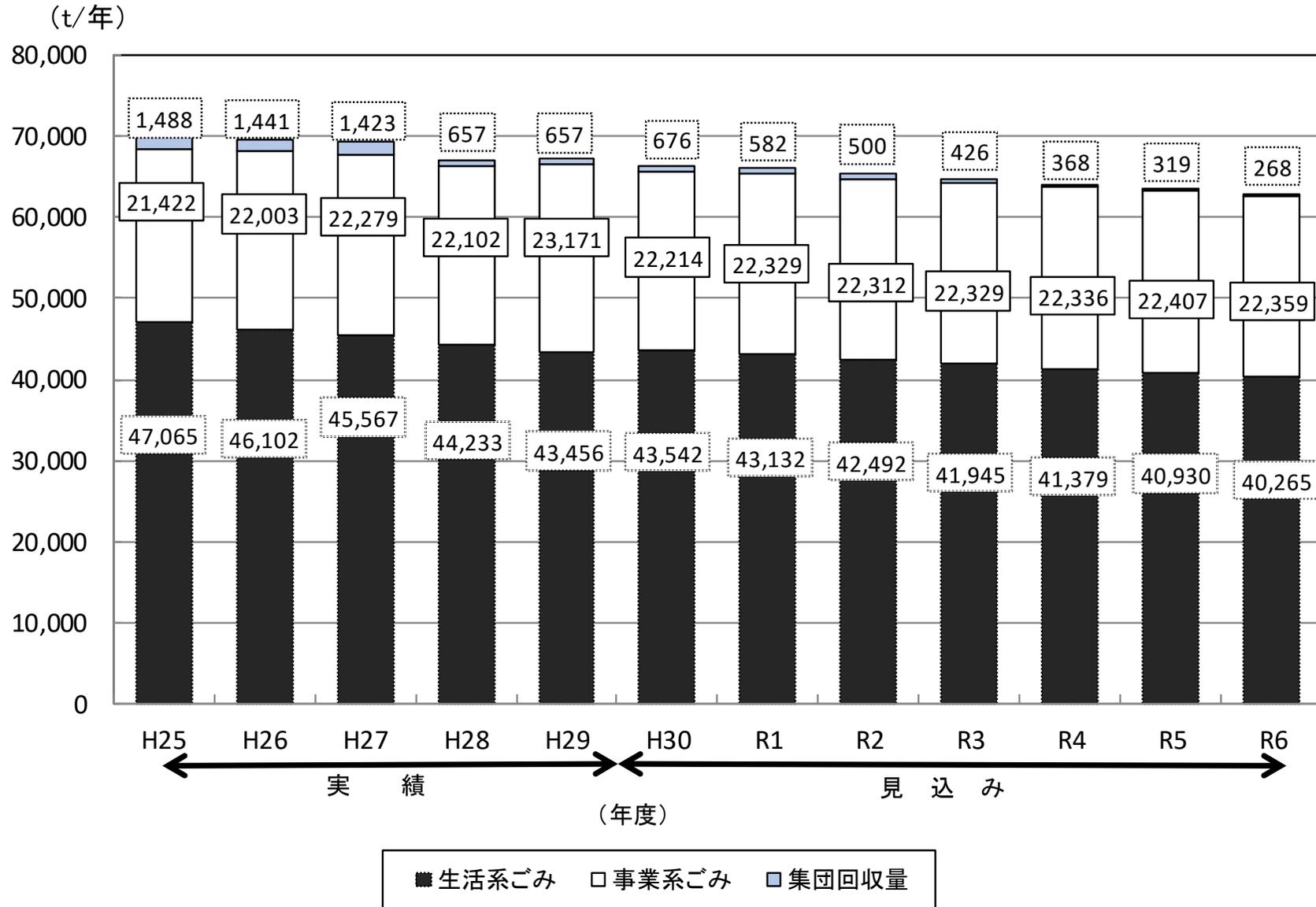
(6) 総事業計画額 ※1	4,923 千円 うち、交付 対象事業費 4,923 千円	1,195 千円 うち、交付 対象事業費 1,195 千円	5,145 千円 うち、交付 対象事業費 5,145 千円	306 千円 うち、交付 対象事業費 306 千円	9,881 千円 うち、交付 対象事業費 9,881 千円
------------------	--	--	--	------------------------------------	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

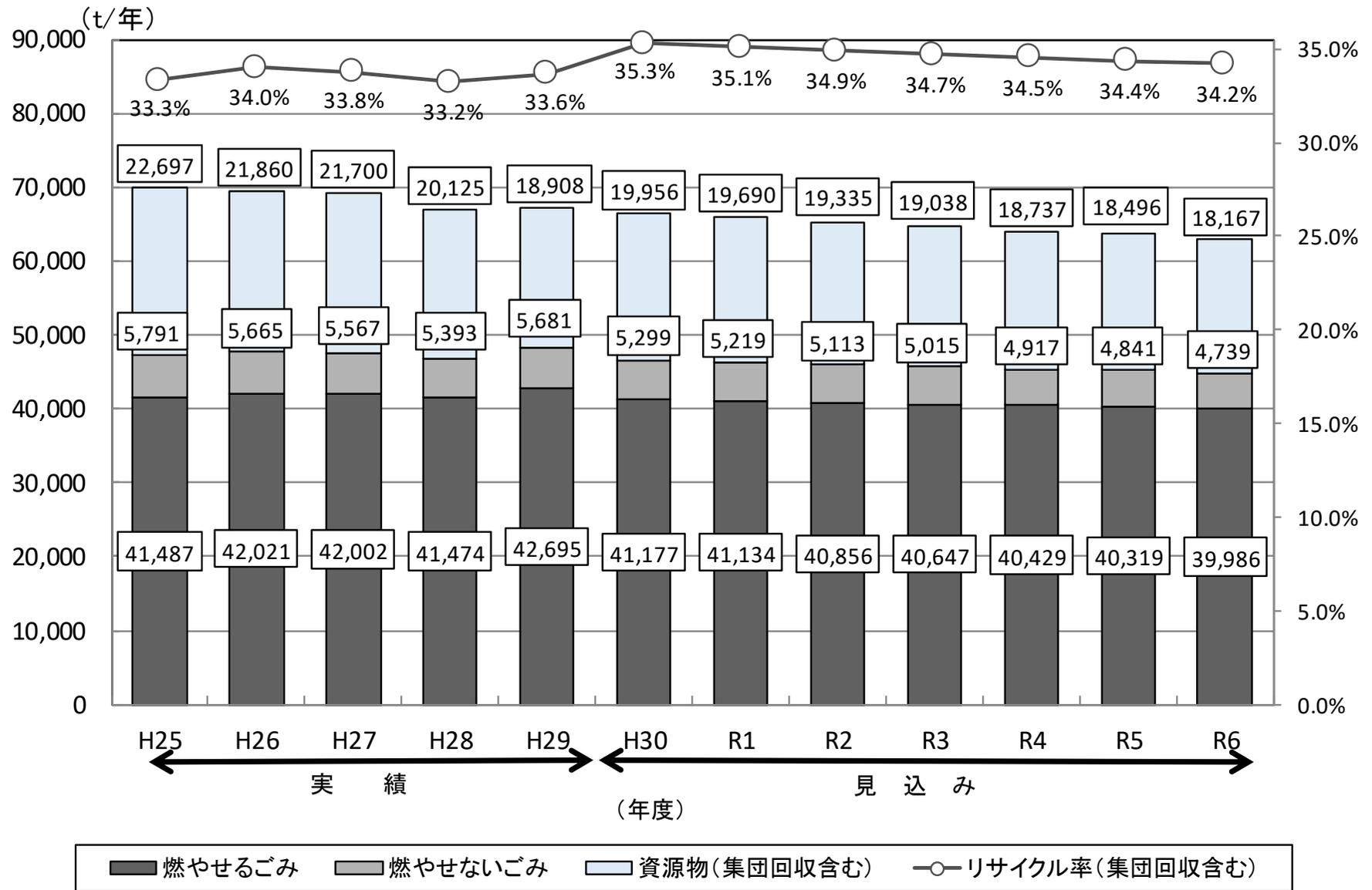
添付資料 1 人口の実績及び推移の予測結果



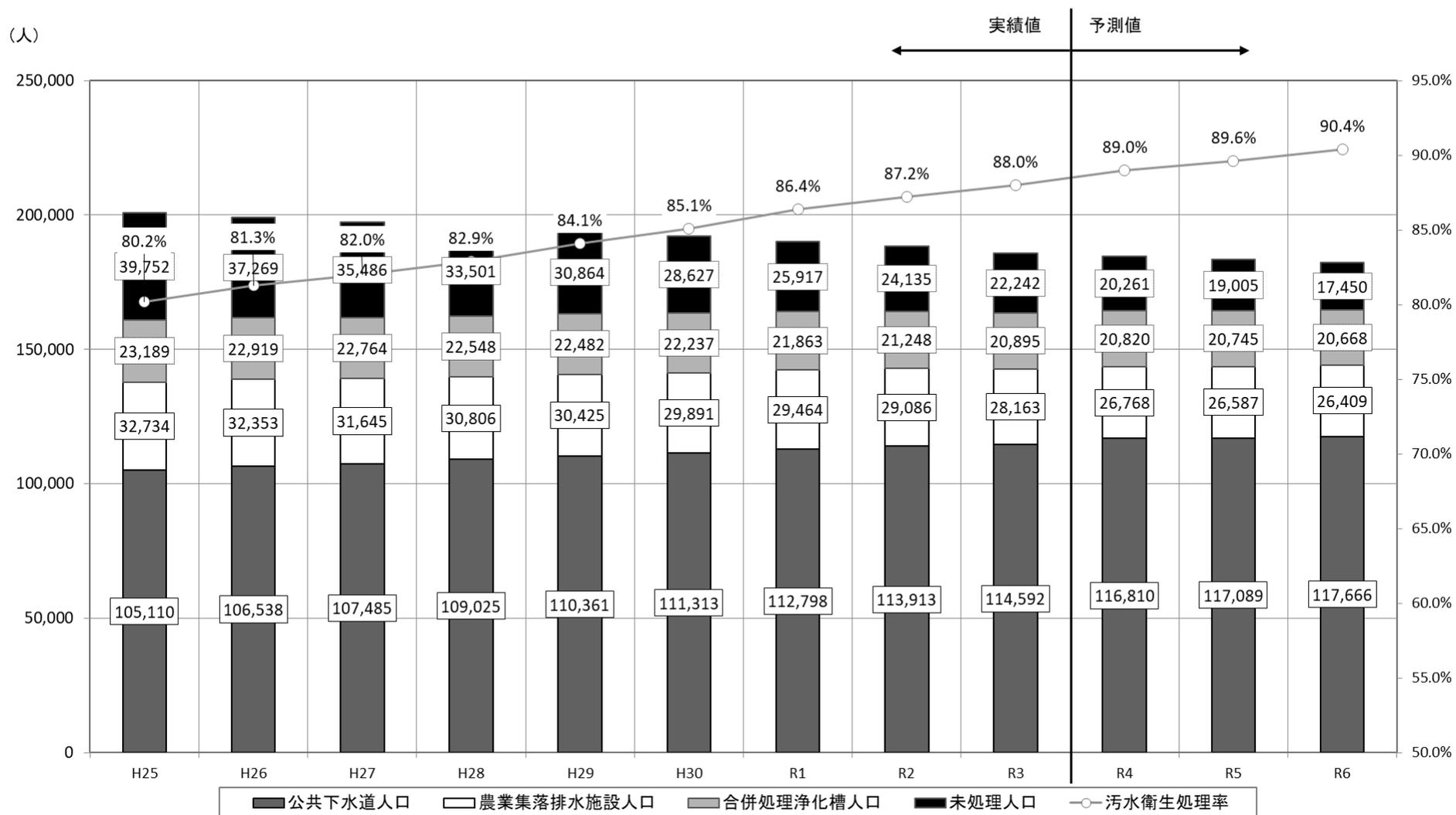
添付資料2 ごみ総排出量（排出主体別）の実績及び推移の予測結果



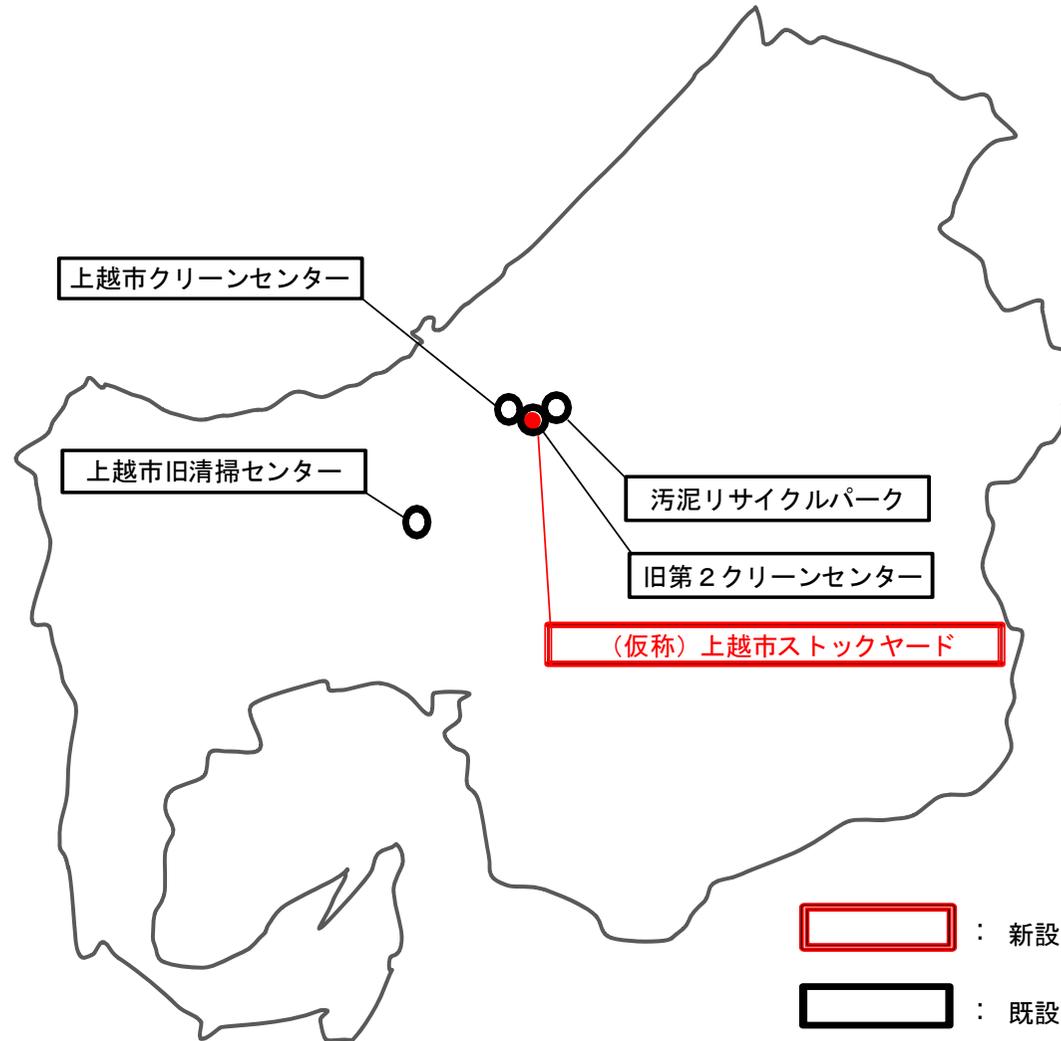
添付資料3 ごみ総排出量（排出区分別）及びリサイクル率の実績及び推移の予測結果



添付資料4 生活排水処理形態別人口の実績及び推移の予測結果



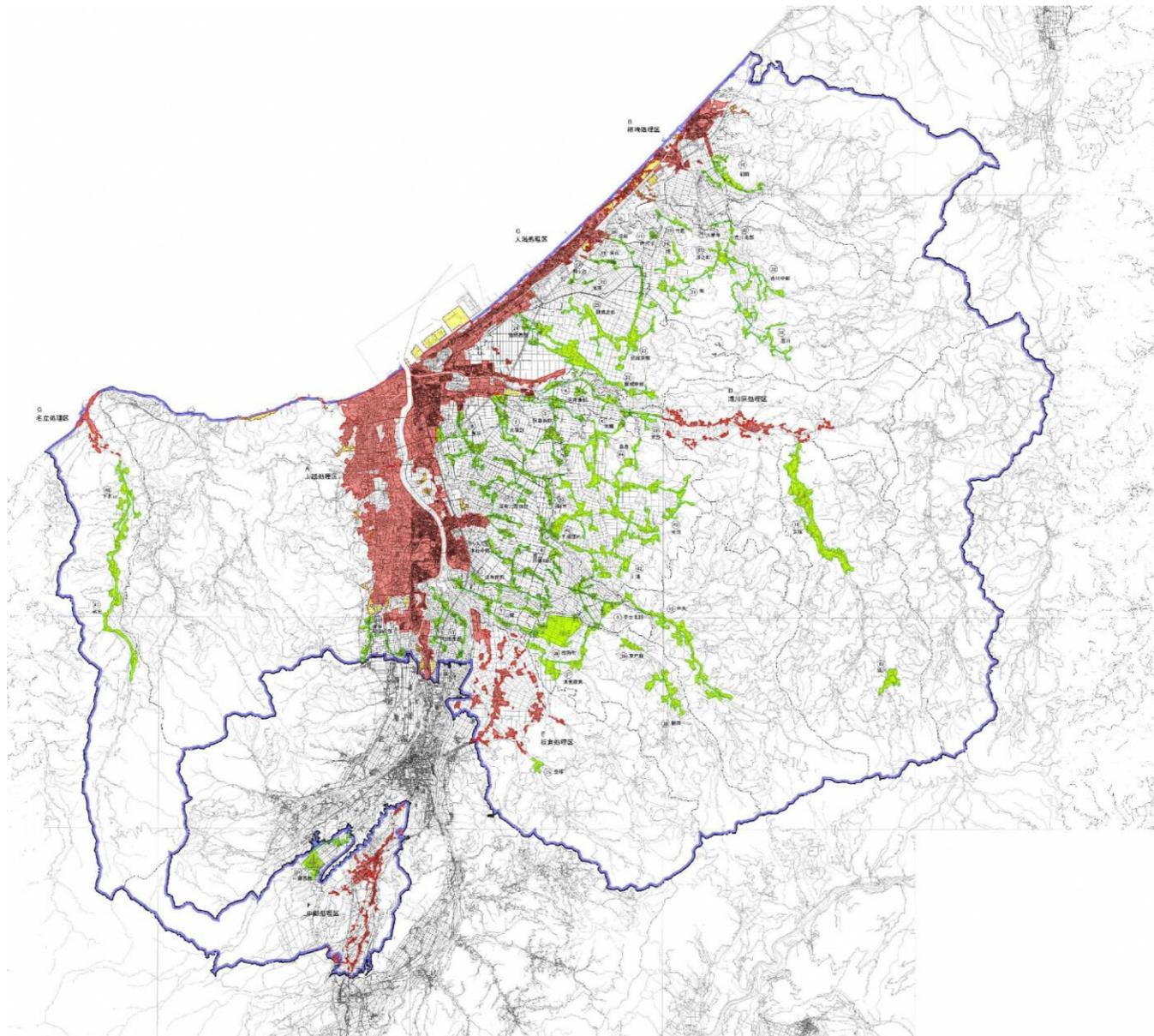
添付資料5 現況施設と新設予定施設位置図



注記1) 旧第2クリーンセンター及び上越市旧清掃センターは施設の廃止後ストックヤードとして転用している。

注記2) (仮称) 上越市ストックヤードの建設候補地は旧第2クリーンセンター解体跡地としている。

添付資料6 公共下水道等污水处理施設整備長期構想図



種別	No	近隣地区名	種別	No	処理地区名
下水道	A	上越地区	②	②	飯沼中部地区
	B	群馬地区	③	③	飯沼東部地区
	C	大島地区	④	④	飯沼西部地区
公共下水道	D	清川原地区	⑤	⑤	飯沼北部地区
	E	新倉地区	⑥	⑥	大倉寺地区
	F	中野地区	⑦	⑦	飯沼中部地区
	G	名立地区	⑧	⑧	飯沼地区
	①	三野地区	⑨	⑨	竹野地区
	②	北野地区	⑩	⑩	竹野地区
	③	津有南地区	⑪	⑪	津地区
農業集落排水	④	飯沼東部地区	⑫	⑫	吉川中部地区
	⑤	飯沼西部地区	⑬	⑬	吉川北部地区
	⑥	高土東部地区	⑭	⑭	中野西部地区
	⑦	津有中野地区	⑮	⑮	津野地区
	⑧	高土西部飯沼地区	⑯	⑯	津野飯沼地区
	⑨	有田地区	⑰	⑰	津野飯沼地区
	⑩	金谷飯沼西部地区	⑱	⑱	津野飯沼地区
	⑪	和野飯沼地区	⑲	⑲	津野飯沼地区
	⑫	津有北部飯沼地区	⑳	⑳	津野飯沼地区
	⑬	清川地区	㉑	㉑	川清地区
	⑭	安楽地区	㉒	㉒	川清地区
	⑮	中央地区	㉓	㉓	本郷地区
	⑯	野田地区	㉔	㉔	本郷地区
	⑰	飯沼地区	㉕	㉕	本郷地区
⑱	飯沼地区	㉖	㉖	本郷地区	
⑲	飯沼地区	㉗	㉗	本郷地区	
⑳	飯沼地区	㉘	㉘	本郷地区	
㉑	飯沼地区	㉙	㉙	本郷地区	
㉒	飯沼地区	㉚	㉚	本郷地区	
㉓	飯沼地区	㉛	㉛	本郷地区	
㉔	飯沼地区	㉜	㉜	本郷地区	
㉕	飯沼地区	㉝	㉝	本郷地区	
㉖	飯沼地区	㉞	㉞	本郷地区	
㉗	飯沼地区	㉟	㉟	本郷地区	
㉘	飯沼地区	㊱	㊱	本郷地区	
㉙	飯沼地区	㊲	㊲	本郷地区	
㉚	飯沼地区	㊳	㊳	本郷地区	
㉛	飯沼地区	㊴	㊴	本郷地区	
㉜	飯沼地区	㊵	㊵	本郷地区	
㉝	飯沼地区	㊶	㊶	本郷地区	
㉞	飯沼地区	㊷	㊷	本郷地区	
㉟	飯沼地区	㊸	㊸	本郷地区	
㊱	飯沼地区	㊹	㊹	本郷地区	
㊲	飯沼地区	㊺	㊺	本郷地区	
㊳	飯沼地区	㊻	㊻	本郷地区	
㊴	飯沼地区	㊼	㊼	本郷地区	
㊵	飯沼地区	㊽	㊽	本郷地区	
㊶	飯沼地区	㊾	㊾	本郷地区	
㊷	飯沼地区	㊿	㊿	本郷地区	

図面名称 污水处理施設整備構想図
(平成40年度未整備見込み区域構想図)

縮尺 1/80,000

凡例

- 市町村界
- 地区界
- 下水道区域(整備済み区域)
- 下水道区域(未整備区域)
- 既存下水道区域から暫定浄化槽区域に見直し
- 既存下水道区域から個別処理区域に見直し
- 農業集落排水区域(整備済み区域)
- 既存個別処理区域

添付資料 7 一般廃棄物の収集方法

区 分		収集回数	収集形態	収集方式		
生活系 ごみ (家庭 ごみ)	燃やせるごみ		週 3 回	委託	ステーション 方式	
	燃やせないごみ		月 2 回	委託		
	資源物	新聞紙	月 2 回	委託		
		雑誌類				
		段ボール				
		容器包装 (紙製)	週 1 回			
		缶	月 2 回			
		びん				
		ペットボトル				
		容器包装 (プラスチック製)	週 1 回			
		生ごみ	週 3 回			
		乾電池	年 6 回			
	蛍光灯					
	牛乳パック	随時	直営		拠点収集	
	白色トレイ					
廃食用油						
小型家電						
事業系 ごみ	燃やせるごみ		事業所ごと に異なる	許可	戸別収集 直接搬入	
	燃やせないごみ				戸別収集	

注記) (〇〇) 上越市における生活系ごみの呼称